

↳ 貸衣装の譲渡

Q : 私は婚礼衣装のレンタル業を始めました。貸衣装については、数年間使用後、同業者に譲渡することとしていますが、この場合の所得は譲渡所得となるのでしょうか？

A : 譲渡所得ではなく、貸衣装業の事業所得として課税されます。

【解説】

所得税においては、資産の譲渡による所得は原則として譲渡所得として課税されますが、この譲渡所得として課税される資産には、土地や建物、構築物などの有形固定資産はもちろん、借家権や特許権などの無形固定資産や、事業の業務の遂行上欠くことのできない重要な減価償却資産も含まれるとされています。

ご質問の貸衣装は、その業務を遂行する上で欠くことのできない重要な減価償却資産であることから、その譲渡は、譲渡所得になるのではと思われるかも知れませんが、貸衣装業の衣装類、パチンコ店におけるパチンコ器、養豚業における繁殖用又は種付用の豚のように、事業の用に供された後において反復継続して譲渡することが通常であるものについては、営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡に該当することから、譲渡所得とはならず、事業所得として課税されることとなっています。

したがって、貸衣装の譲渡による所得は、事業所得の総収入金額に含まれることとなります。

